

介護サービス事業所物価高騰支援金 Q & A

※前期と取扱いが変わる部分や今回追加した質問については赤字で記載しています。

	質 問	回 答
1 対象となる事業所について		
1	令和7年10月1日に休業中の事業所は支援金を申請できないのか。	令和7年10月1日に休業中の場合は、申請できません。
2	新規開設事業所も対象になるのか。	令和7年10月1日時点で指定されており、大田区内に所在地を有し、今後も介護保険サービスの提供を継続する意思があれば対象になります。
3	令和7年10月1日に休業中だが、令和7年12月1日以降に再開する予定でも申請できないのか。	令和7年10月1日に休業中の場合は、申請できません。
4	令和7年12月1日から休業予定の事業所の場合、この支援金は申請できないのか。	申請時点で、今後も事業を継続する意思があることが条件となっていますので、申請はできません。
5	訪問系サービス事業所や居宅介護支援事業所は対象となるのか。	訪問系サービス事業所及び居宅介護支援事業所も対象となります。
6	サテライト事業所は対象になるのか。	サテライト事業所も対象になりますので、本体事業所とは別々に申請していただくことが可能です。
7	同一建物内で、複数の異なる通所系サービスを実施している場合はそれぞれ申請できるのか。	それぞれ申請できます。（例えば、通所介護と小規模多機能型居宅介護を行っている場合など）同一フロア内も同様の扱いとなります。 電気、ガス、水道のメーターを共有していても、それぞれの事業所ごとに申請ができます。（交付額を按分する等は必要ありません。）

8	同一建物内で、入所系サービスと通所系サービスを実施している場合は、それぞれ申請できるのか。	それぞれ申請できます。（例えば、特別養護老人ホームの建物内で通所介護を実施している場合など） 電気、ガス、水道のメーターを共有していても、それぞれの事業所ごとに申請ができます。（交付額を按分する等は必要ありません。）
9	同一建物で、通所介護を2か所実施している場合は、それぞれ申請できるのか。	事業所番号が異なる場合は、それぞれ申請することができます。同一の事業所で訓練室を分けて運営している場合は、「Q A 3 内訳書の作成（定員について）」の4番を参照ください。 電気、ガス、水道のメーターを共有していても、それぞれの事業所ごとに申請ができます。（交付額を按分する等は必要ありません。）
10	同一法人が同一建物で、通所系と入居系の介護保険サービスと障害福祉サービスを2か所以上実施している場合は、それぞれ申請できるか。	介護保険サービスは介護保険課、障害福祉サービスは障害福祉課へそれぞれで申請できます。 電気、ガス、水道のメーターを共有していても、それぞれの事業所ごとに申請ができます。（交付額を按分する等は必要ありません。）
11	同一建物内で、複数の異なる訪問系サービスを実施している場合はそれぞれ申請できるのか。	<u>同一建物内で、訪問系サービス（居宅介護支援含む）を複数実施し、電気・ガス、水道のメーターを共有している場合は、一方の事業所(事業所番号の小さい方)から申請してください。</u>
12	同一法人が同一建物で、訪問系の介護保険サービスと障害福祉サービスを2か所以上実施している場合は、それぞれ申請できるか。	<u>同一建物内で、介護保険サービスと障害福祉サービスの訪問系サービスを実施し、電気・ガス、水道のメーターを共有している場合は、介護保険サービス事業所を支給対象としますので、介護保険課へ申請してください。</u>

13	特定福祉用具販売と福祉用具貸与を実施している事業所は、それぞれ申請できるか。	特定福祉用具販売と福祉用具貸与を実施している事業所は、一つの事業所とみなします。 ※内訳書には、一方の事業所番号（事業所番号の小さい方）を記入してください。
14	本体事業所が大田区外にあり、サテライト事業所のみ大田区内にある場合は対象となるか。	区内に住所があるサテライト事業所は対象になります。ただし、本体事業所がサテライト事業所分も合わせて補助を受けている場合は対象外となります。
2 支援金交付申請書の作成について		
1	支援金の申請期間はいつからいつまでか。	<u>令和7年10月1日（水）から令和7年12月26日（金）（必着）</u> まで申請を受け付けます。
2	支援金申請書等の申請者はだれになるのか。	支援金交付申請書の申請者は法人になります。 申請していただく事業所については、次項をご覧ください。
3	法人内に複数の事業所があるが、申請は法人（事業者）がまとめてしないといけないのか。	今回の支援金についても、法人（事業者）からの一括申請で、一つの口座に振り込みします。 内訳書には、法人が運営している大田区内に所在する全ての対象介護サービス事業所について記載してください。（但し、特定施設入居者生活介護及び他の補助制度により対象経費の一部に補助を受ける場合は、その他の事業所と内訳書の様式が異なりますので別に分けて記載してください。） 申請は1法人1回限りとなりますので、対象介護サービス事業所のもれがないように提出してください。

4	支援金の振込口座はどの口座を指定すればよいのか。	添付書類等については、次項をご覧ください。 口座名義に関しては、次①から④の場合が可能です。 ①法人名＋代表者氏名 例：(株)大田介護 代表取締役 大田太郎 ②法人名のみ 例：(株)大田介護 ③法人名＋事業所名＋施設長名等 例：(株)大田介護 グループホーム大田 施設長 大田次郎 ④法人名＋代表者以外の名義 例：(株)大田介護 会計口 大田花子 ※法人名の表示がないものは不可です。
5	「支払金口座振替依頼書」に記載する「依頼人」は、誰か。	申請者（法人名 ＋ 代表者肩書 ＋ 代表者氏名）を記載してください。
6	令和7年度に支援金を申請した際に「支払金口座振替依頼書」や振込先の通帳又はキャッシュカードの写しを提出したが、今回も提出は必要か。	令和7年度前期の支援金と同一口座への振り込みを希望する場合は、「支払金口座振替依頼書」や振込先の通帳又はキャッシュカードの写しの提出は不要です。 申請書の「☐ 振込先は前期支援金の振込先として指定した口座を使用します。」欄にチェックを入れてください。
7	東京都等の他の制度で支援金（補助金）を申請する場合も、大田区の支援金を申請することは可能か。	東京都等の他の制度で申請している補助対象経費は、当該支援金においては対象外です。例えば、光熱水費のうち、電気・ガス代を他の制度で申請している場合、水道代のみが対象となります。また、食費も申請していない場合は、食費と水道代の申請が可能です。 （この場合の申請方法は、「QA5 内訳書の作成（支払額）について」3番をご覧ください。）
3 内訳書の作成（定員）について		
1	定員数は、届出の人数を記載すればよいのか。	通所系サービス、入所系サービス（特定施設以外）は、 令和7年10月1日 現在の指定権者等への届出上の定員で申請してください。特定施設は、「QA3 内訳書の作成（定員）について」5番をご覧ください。

2	小規模多機能型居宅介護及び看護多機能型は、どの定員で申請するのか。	登録定員で申請してください。
3	通所サービスを午前・午後の2単位で提供しているが、定員数はどのように申請すればいいのか。	午前、午後の合算はできません。午前、午後で定員数の多い方のみの定員数で申請してください。
4	通所サービスを訓練室を分けて2単位で提供しているが、定員数はどのように申請すればいいのか。	2単位の定員数の合計で申請してください。
5	特定施設入居者生活介護の場合、定員はどのように算定するのか。	令和7年10月1日 に、大田区の介護保険被保険者証を所持している要支援1以上の入居者数のうち特定施設入居者生活介護給付費を受けている入居者数です。

4 内訳書の作成（昼食の要件）について

1	通所介護サービス提供中に、利用者におやつやお茶等を提供しているが、「昼食あり」として申請できるのか。	おやつ、飲料のみの提供の場合は、「昼食なし」となります。
2	通所介護のサービス提供時間外に希望者に食事を提供しているが、「昼食あり」として申請できるのか。	「昼食あり」はサービス提供時間内に昼食を提供している場合に該当します。サービス提供時間外等に任意で食事を提供している場合や朝食は「昼食なし」になります。

5 内訳書の作成（支払額）について

1	1事業所当たりの申請額はいくらになるのか。	入所系・通所系については、事業所の定員数×1人当たり交付額、訪問系については1事業所当たりの交付額となります。 今回の支援金は、実績に関わらず、定員1人当たり又は1事業所あたりの支給になります。
2	内訳書には、実績を記載する必要があるか。	今回の支援金は、サービス種別ごとに、入所系・通所系については、事業所の定員数×1人当たり交付額、訪問系については1事業所当たり定額の支給になりますので、実績を記載する必要はありません。

3	東京都等の他の制度の補助金を申請する場合は、どのような申請になるのか。	東京都等の他の制度から、対象経費の一部を支援金（補助金）として申請する場合（申請が見込まれる場合を含む）は、申請しない場合と内訳書の様式が異なります。内訳書（他の制度により対象経費の一部に補助を受ける場合）を使用してください。 他の補助金で申請していない対象経費の令和6年10月1日から令和7年3月31日（※）までに支払った額を記入し、区の交付金の額と比較して、少ない方の額を申請してください。 ※今回の対象期間（令和7年10月1日から令和7年12月26日）の支払額ではないので、ご注意ください。
4	上記「QA5 内訳書の作成（支払額）について」3番により申請する場合、他の補助金で申請していない対象経費の支払い額が、交付金の額よりも少ない場合、申請額はいくらになるか。	申請できる額は、他の補助金で申請していない対象経費の支払額と同額になります。 例えば、水道代のみ大田区に申請する場合、交付金の額（基準額）が14万円だが、水道代を13万円支払った場合は、13万円を申請することになります。
5	「QA5 内訳書の作成（支払額）について」3番により申請する場合、対象経費の支払い額が交付金の額よりも多い場合、申請額はいくらになるか。	交付金の額が上限の額（基準額）なので、交付金の額と同額を申請してください。 水道代のみ大田区に申請する場合、交付金の額（基準額）が14万円だが、水道代を15万円支払った場合は、14万円を申請することになります。
6	「QA5 内訳書の作成（支払額）について」3番により申請する場合、領収書や通帳等の写しは必要か。	内訳書に添付は必要ありませんが、必要な場合、報告を求めたり調査する場合があります。根拠資料は提出できるよう整備をして、令和7年度終了後、5年間保管してください。 また、内訳書には、法人の代表者が確認し、記名する欄がありますので、確認もれがないようにしてください。

6 その他

1	請求書は提出が必要か。	今回の支援金は、請求書を提出していただく必要はありません。 申請にあたっては、 ①申請書（第1号様式） ②内訳書（第2号様式） ③支援金チェックリスト ④支払金口座振替依頼書 ⑤振込先の通帳又はキャッシュカードの写し をご提出ください。 <u>※令和7年度前期の支援金と同一口座への振り込みを希望する場合は「支払金口座振替依頼書」や振込先の通帳又はキャッシュカードの写しは不要です。</u>
2	申請書等はいつまで保管すればよいか。	決定した支援金に関し、必要な場合は報告を求めたり調査をする場合がありますので、申請書等は、提出できるよう整備をして、令和7年度終了後、5年間保管してください。